

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目7番1号

霞が関東急ビル

**東京製鐵株式会社**

取締役社長 奈良 暢 明

## 第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第111回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.tokyosteel.co.jp/ir/law/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイト「東京製鐵」または証券コード「5423」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら上記ウェブサイト掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使についてのご案内（3～4頁）をご高覧のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.tosyodai54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月25日(水曜日)午前10時(受付開始時間午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ ガーデントワー 鳳凰東中の間
3. 目的事項  
報告事項 第111期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

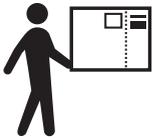
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等により議決権を行使された株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット等による議決権行使を有効な意思表示として取り扱わせていただきます。
- (4)株主総会において議決権を行使するための代理権を証明する方法については、代理権を証明する書面(委任状)を議決権行使書用紙とともに提出する方法によるものとします。

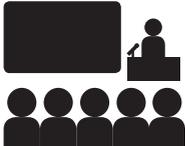
以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

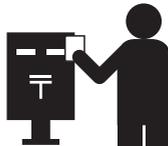


### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月25日(水曜日)  
午前10時  
(受付開始:午前9時30分)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月24日(火曜日)  
午後5時到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日(火曜日)  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
 ○○○○○○ 御中  
 株主総会日 議決権の数 X X 票  
 \_\_\_\_\_  
 X X X X 年 X X 月 X X 日

議案第1号	賛否
議案第2号	賛否
議案第3号	賛否
議案第4号	賛否

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ロサイン用紙コード  
 ロサインID XXXXXXXX=XXXXXXXX  
 密キースト XXXXX  
 ○○○○○○

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

- 第1号議案・第4号議案**
- 賛成の場合 >> (賛) に○印
  - 反対の場合 >> (否) に○印
- 第2号議案・第3号議案**
- 全員賛成の場合 >> (賛) に○印
  - 全員反対の場合 >> (否) に○印
  - 一部の候補者に >> (賛) に○印をし、  
反対の場合 >> 反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

・書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

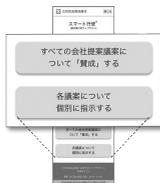
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社  
電話：0120-88-0768 (フリーダイヤル)  
受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期におきましては、中国からの鋼材輸出が過去最高に迫る水準に達したことや、国内においては建築案件の工期遅れの影響などをうけ、鋼材市況は軟調に推移いたしました。

このような状況のなか、当社におきましては、主原料である鉄スクラップ価格は前年を下回った一方で、製品の出荷数量、出荷価格がともに低下し、加えて生産量の減少により固定費コストなどが上昇したことから、営業利益・経常利益、当期純利益のいずれも前期の利益を下回りました。

売上高は326,775百万円（前年実績367,242百万円）となりました。営業利益は30,105百万円（前年実績38,066百万円）、経常利益は31,612百万円（前年実績39,719百万円）となり、当期純利益は、21,203百万円（前年実績27,958百万円）となりました。

以上のような次第から、当期の期末配当金は、1株につき25円とし、既に実施いたしました中間配当とあわせ、年間の配当金を50円といたしたいと存じます。

品目別の生産高及び売上高は、次のとおりであります。

品目	生産高		売上高	
	数量	前期比	金額	前期比
	千トン	%	百万円	%
鋼材	2,914	87.3	314,527	88.1
その他	—	—	12,247	117.5
合計	2,914	87.3	326,775	89.0

(2) 資金調達の状況

当期末の借入金残高はありません。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は24,241百万円であります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、中国からの高水準の鉄鋼輸出や、米国に端を発する関税政策の国際的な応酬などが、海外鋼材市況へ悪影響を及ぼすことが懸念されることに加え、国内においても鋼材需要の回復には、いまだ時間を要するとみられることから、予断を許さない情勢が継続するものと思われま。

こうした情勢のもとでも、当社といたしましては、多分野で広がる電炉鋼材へのニーズにお応えするための製品ラインナップ拡充に努めるとともに、取引先の多様化を推進するなど、脱炭素・資源循環の意識の高まりから生じる当社製品への需要の確実な取り込みをはかってまいります。さらに全社一丸となって、使用原単位の低減を一段と進めるなど、徹底したコストダウンをはかることで、競争力の一層の強化に努めてまいります。

近年、社会全体での脱炭素シフトが不可逆的なものとなり、鉄鋼業において電炉の存在が不可欠であるという認識が確かなものとなりつつあります。こうした変化のなか、当社におきましては、昨年7月に低CO<sub>2</sub>鋼材「ほぼゼロ」の販売を開始し、各業界より好評をもって迎えられたほか、8月に田原工場で酸洗コイルの生産を再開するなど、電炉製品拡大への先鞭をつけるにいたしました。今後も、わが国の貴重な資源である鉄スクラップを、より付加価値の高い鉄鋼製品へと「アップサイクル」させるチャレンジを進め、「循環型社会」「脱炭素社会」の実現に積極的に貢献してまいります。

当社は日々、弛まぬコストダウンと品質向上への取り組みを強力に推進し、多様化する需要家のニーズに確実に応えしながら、さらなる業績の向上を図るため、全社一丸となって、ますます尽力してまいり所存であります。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 108 期 2022 年 3 月 期	第 109 期 2023 年 3 月 期	第 110 期 2024 年 3 月 期	第111期(当期) 2025 年 3 月 期
売 上 高	270,883 百万円	361,245	367,242	326,775
当 期 純 利 益	31,937 百万円	30,848	27,958	21,203
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	269.79 円	272.44	253.51	197.96
総 資 産	240,325 百万円	270,975	310,604	292,973
純 資 産	158,280 百万円	179,254	203,907	209,918
1 株 当 た り 純 資 産 額	1,366.98 円	1,618.17	1,867.20	2,014.68

#### (6) 主要な事業内容

電気炉及び連続鋳造設備により鋼片を製造し、これを素材として、鋼板、形鋼、異形棒鋼及び鋼管を生産し、主として指定商社を通じてその販売を行っております。

#### (7) 主要な営業所及び工場

支 店：大阪（大阪市）、名古屋（名古屋市）、九州（北九州市）

営 業 所：岡山（倉敷市）、宇都宮（宇都宮市）

工 場：田原（田原市）、岡山（倉敷市）、九州（北九州市）、宇都宮（宇都宮市）

#### (8) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,135 名	+32 名	39.5 歳	16.7 年

## 2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2025年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 603,000,000株
- ②発行済株式の総数 104,194,842株（自己株式5,869,407株除く）
- ③株主数 12,883名
- ④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
合同会社 T O S	18,400	17.66
公益財団法人池谷科学技術振興財団	13,000	12.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,409	9.03
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,459	5.24
合同会社 M Y J	4,800	4.61
池谷正成	4,612	4.43
酒井真美	4,572	4.39
宜本興産株式会社	4,000	3.84
合同会社 M Y M	2,750	2.64
K S D - K B	1,430	1.37

- (注) 1. 上記のほか、当社が自己株式5,869千株を保有しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
	株	名
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	3,132	2

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3.(2)③取締役の報酬等の総額等」に記載しております。  
 2. 上記以外に当社の執行役員に対して6,888株を交付しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
奈良 暢 明	取締役社長（代表取締役）社長執行役員	公益財団法人池谷科学技術振興財団常務理事
小松 崎 裕 司	取締役 常務執行役員（営業本部長）	
浅井 孝 文	取締役 監査等委員（常勤）	
星 宏 明	取締役 監査等委員	弁護士
美 和 薫	取締役 監査等委員	弁護士 株式会社AB&Company 社外監査役

- (注) 1. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員として浅井孝文氏を選任しております。
2. 取締役（監査等委員）星宏明及び取締役（監査等委員）美和薫の両氏は、社外取締役であります。
3. 株式会社AB&Companyと当社の間には特別の関係はありません。
4. 取締役（監査等委員）星宏明及び取締役（監査等委員）美和薫の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当社は、社外取締役である取締役（監査等委員）との間で、会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。
6. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、執行役員及び重要な使用人等を被保険者として、被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用などを保険会社が補填する旨の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社が保険料の半額相当を負担しております。被保険者の職務の執行等の適正性が損なわれないようにするため、当該契約においては、免責金額を定めているほか、被保険者の犯罪行為に起因する損害や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については補填されない旨等を定めております。
7. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
國 米 博 之	常務執行役員（田原工場長）	
兒 島 和 仁	常務執行役員（九州工場長）	
中 上 正 博	執行役員（岡山工場長）	
小 田 孝 博	執行役員（宇都宮工場長）	
津 田 聰 一 朗	執行役員（経営管理本部長兼総務部長）	
西 村 康 紀	執行役員（営業副本部長兼企画物流部長）	
酒 井 久 敬	執行役員（海外営業部長）兼グリーンEV鋼板事業推進室長	
竹 内 尚 也	執行役員（田原工場製鋼部長兼本社技術部管掌）	
伊 藤 岳	執行役員（大阪支店長）	

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬等の内容に係る決定に関する方針は、取締役会の諮問に対して指名報酬委員会が行う助言・提言を参考として、取締役の業務執行権・経験等に応じた年間報酬額の基準を定め、毎年の春季交渉で会社業績を勘案して妥結される従業員賞与の増減を基に決定される管理職年俸額の変動幅を、取締役報酬額の年次ごとの決定にも反映させることで、業績との連動性を持たせております。取締役の報酬は、その総額のうち譲渡制限付株式付与の為の報酬を除いた金額を、月例按分した金銭による固定報酬とし、譲渡制限付株式付与の為の報酬については毎年、一定の時期に付与するものとしております。

取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、内規に基づく算定方法に対し、監査等委員が確認を行ったのち、取締役会からの諮問に対して指名報酬委員会が行う助言・提言を参考として、取締役会にて承認を行うことで、取締役の個人別の報酬の内容が確定しております。

また、上記の方針につきましては、取締役会決議によって決定しております。

なお、本事業年度に係る取締役の個人別の報酬につきましては、上記の方針に準ずる手続を経て決定したものでありますので、取締役会はその内容が上記方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬には業績連動要因はありません。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬額は2019年6月26日開催の第105回定時株主総会において、年額報酬は総額1億9,200万円を上限とし、取締役の年間報酬額の範囲内で、譲渡制限付株式付与の為の報酬を年額1,920万円以内で支給することを決議しております。譲渡制限付株式報酬制度の導入により、取締役に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、取締役と株主間の価値共有をはかっております。

また、監査等委員である取締役の報酬額は2024年6月26日開催の第110回定時株主総会において、年額5,000万円以内で支給することを決議しております。

なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）は2名、監査等委員である取締役は3名となります。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。）	139	133	5	2
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	27 (13)	27 (13)	-	3 (2)

(注) 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 星 宏明

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会9回の全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。役職員と必要に応じ随時打ち合わせを行うとともに、工場等の往査も行っております。弁護士として法令について豊富な専門知識を有しており、当該視点から監督機能を果たす等の期待に対し、当社取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言など適切な役割を果たしていただいております。

② 取締役（監査等委員） 美和 薫

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会9回の全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。役職員と必要に応じ随時打ち合わせを行うとともに、工場等の往査も行っております。弁護士として法令について豊富な専門知識を有しており、当該視点から監督機能を果たす等の期待に対し、当社取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言など適切な役割を果たしていただいております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 報酬等の額及び監査等委員会が同意した理由

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 42百万円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 42百万円

##### (注) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等に同意しております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査計画の妥当性、監査等委員会へのコミュニケーション・報告・回答の妥当性等監査人としての品質管理の点において問題があると認めた場合には、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合には、監査等委員会規程に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

#### 5. 会社の体制及び方針

##### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

###### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款に定める事項、その他重要な会社の決議事項については、取締役会の決議事項として取締役会規程に規定しており、代表取締役を含む業務執行取締役（以下「取締役」という。）及び執行役員は、取締役会決議に基づき、業務を執行するとともに、業務の執行の状況等につき取締役会に報告を行うこととし、取締役及び執行役員相互の職務執行を監督する体制を整備している。さらに、取締役及び執行役員の職務執行の状況については、各取締役及び執行役員が監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）に、速やかに報告することにより、適切に監査を受ける体制を整備し、これを運用している。加えて、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制の整備に努める。また、適切な企業統治を継続できるよう、法

令等の改正の動向等もふまえながら、当社に適合した企業統治の体制を検討し、構築し、及び発展させていくことに努める。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における議事の経過及びその結果は、取締役会規程に基づき議事録に記載し、出席した取締役及び監査等委員が記名捺印のうえ、10年間本社に保存することとし、これを実施している。

また、インサイダー取引の規制に関する規程により、取締役、監査等委員、執行役員及び使用人（以下「役職員」という。）がその業務に関して取得する内部情報の管理、役職員の服務等について必要な基本的事項を定めており、これを遵守している。

さらに、役職員が、業務に関して取得する会社の技術上または営業上の有用な情報の管理及び個人情報保護については、内規により、役職員の守秘義務を定めるとともに、本社各部門・部の責任者及び各事業所の責任者がそれぞれの担当部署の情報管理責任者として管理すること及び総務担当取締役または総務担当執行役員（不在の場合、本社総務部長）が総括情報管理責任者として全社情報管理の推進をはかることを定めているほか、各役職員に対して、外部からの不正アクセス及び外部への情報の流失を回避するための社内情報機器使用上の遵守事項を定め、加えて、情報システム管理規程を整備し、担当取締役または担当執行役員が情報システム統括管理責任者として、情報システム管理責任者・情報システム担当者に指示することで、情報システムに関する設備・サービスの利用についての取り決めを全ての情報システム利用部署に周知・徹底して、全社情報システムの信頼性の確保と効率性の向上に努めることとし、これらは遵守されている。

これらの規程については、取締役会により改廃を行うものとしている。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

工場における災害・事故等、企業活動のなかで生じる可能性のある各種のリスクについては、本社及び各工場で危機管理マニュアルを作成して、予想されるリスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を定め、これに沿って対応している。

取引先等と基本契約を締結する場合、本社で契約書を締結する場合は本社総務担当部署が、また、各工場で締結する業務請負契約その他の新規取引については本社総務担当部署及び本社関連部署が、契約内容の妥当性及び法令に違反する事項がないか等の確認を行っている。また、監査等委員は、基本契約が所定の手続を経て締結されているか、契約内容の妥当性及び法令に違反する事項がないか等について、随時監査を行っている。

重要な資産の購入・廃棄等に関しては、原則として1億円以上の資産については取締役会において、1千万円以上の資産については「投資委員会規程」に基づき、代表取締役を委員長とし複数の取締役または執行役員で構成される投資委員会において、それぞれ審議のうえ決定している。また、資金の運用に関しては、元本毀損のおそれがある金融取引を行う場合には、取締役会の決議を必要とすることを定めている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

2019年6月に執行役員制度を導入し、取締役会については、迅速な意思決定と監督機能に重点をおいた体制へと移行するとともに、執行役員に業務の執行を委ねることにより、機動性及び効率性の向上をはかっている。

取締役会規程に基づく年間9回の定時取締役会と、必要に応じて開催される臨時取締役会、また、取締役・執行役員・工場長その他の重要職員で構成される経営会議を原則毎月行って、年次・四半期及び月次の各決算につき、予算の進捗を把握し、業績の管理を行うとともに、各事業部門が実施すべき具体的な施策を決定し、業務執行の効率化をはかっている。また、それぞれの会議には監査等委員も出席し、取締役の職務の執行が適正に行われていることにつき確認を行っている。また、内部統制システムの整備及び運用状況の確認については、総務担当取締役または総務担当執行役員（不在の場合、本社総務部長）が管掌している。

経営上の最優先課題である安全・環境・品質・カーボンニュートラル・生産性についての特定事項に関しては、事業所ごとの推進とあわせて、全社レベルでの意識の高揚と徹底をはかるため、代表取締役を委員長とする中央安全衛生委員会・中央環境委員会・中央品質管理委員会・全社カーボンニュートラル推進委員会・全社スマートファクトリー推進委員会を設けており、監査等委員も出席のもとで、各々年2回開催し、それぞれに調査・研究・審議を行っている。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

本社・工場における業務の分担を定義し、コンプライアンス上の責任の所在を明らかにするため、業務分掌規程を設け、これに基づいて運用を行っている。また、インサイダー取引の規制に関する規程の制定、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント防止のための研修・教育を実施すること等により、使用人に対して、法令を遵守することを義務付けるとともに、企業活動に関する各種の法令の周知徹底と教育に努めている。

反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で対応する。

取引先との間で、各種の基本契約書を締結する際には、前述のとおり、本社総務担当部署及び本社関連部署が、契約内容の妥当性及び法令に違反する事項がないか等の確認を行っていることに加えて、営業関係取引先の与信管理については、取引先の信用状況の把握・債権回収期間の短縮・銀行保証または親会社からの連帯保証の取付等を実施するとともに、一度信用不安が発生したまたは発生する恐れが生じた場合の出荷差止め・物品差押さえ等に関する社内対応マニュアルを定めて将来の危険予防体制を構築しており、これに沿って対応している。また、監査等委員は、基本契約が所定の手続を経て締結されているか、契約内容の妥当性及び法令に違反する事項がないか等のほか、上記の危険予防体制の内容及び運用状況について、随時監査を行っている。

監査等委員は、定期的に、本社及び工場の取締役、執行役員及び使用人と個別面談を行い、法令・定款に反する事項がないか、随時監査を行っている。また、公益通報者保護制度を定め、総務担当取締役または総務担当執行役員（不在の場合、本社総務部長）及び常勤の監査等委員である取締役が公益通報に関する社内の通報窓口として、また、監査等委員である社外取締役を社外の通報窓口として、通報者からの情報を受け付ける体制を整備し、運用している。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役または使用人を置くことを求めた場合における当該取締役または使用人に関する事項及び当該取締役または使用人の他の取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役または使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役、執行役員または使用人を置くことを求めた場合には、速やかに、相応の体制を整備することとしている。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に係る人事評価・異動のほか、他の取締役、執行役員からの指示命令の排除等、独立性に関する事項については、監査等委員会の意向を最大限尊重するものとし、監査等委員会から監査業務に関する指示及び命令を受けた取締役、執行役員または使用人は、その指示及び命令については他の取締役から指示命令を受けないものとしている。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び報告を行った者が報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制、並びに監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

取締役及び執行役員は、監査等委員に対して、取締役会において業務執行の状況等について報告するとともに、経営会議及び経営上の最優先課題である安全・環境・品質・カーボンニュートラル・生産性について審議する各委員会へ

の出席を要請することとし、経営上の重要事項についての決定の報告を確実なものとするよう努めている。また、代表取締役及び総務担当取締役または総務担当執行役員（不在の場合、本社総務部長）は、日常より監査等委員と必要に応じて随時打ち合わせを行って、その他の重要な事項についても、監査等委員会に対して速やかに報告できるよう努めている。さらに、本社で行われる日常の監査業務及び定期的に行われる事業所ごとの業務監査を通じて、本社・工場の取締役、執行役員及び使用人は監査等委員会に対して監査に必要な情報を適宜提供している。

また、取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会及び監査等委員に当該報告を行ったことを理由として、当該取締役、執行役員及び使用人について不利益な取り扱いをすることを禁じている。

監査等委員会及び監査等委員が職務の執行に必要な費用の前払又は立替払の償還を請求した場合、会社が定める手続きに基づき、速やかに支払いを実施する体制を整備している。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会及び監査等委員は、監査の実施にあたり、情報収集のため、会社の監査業務を担当する総務部門との連携を密にするとともに、必要と認める場合において、弁護士・公認会計士等の外部専門家と打ち合わせを行うことで、監査の実効性を高めている。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の属する普通鋼電炉業界の大きな特色は、装置産業かつ市況産業であることであります。業界のなかで最新の生産技術を保持し、高い生産性と競争力を維持しつつ成長を続けるためには、適切なタイミングにおいて、設備の更新を慎重かつ大胆に実行していく必要があります。市況産業故に業績が景気変動に大きく左右されやすいなかで、投資を自己の判断によりの確に行っていく上で内部留保は極めて重要であり、株主の利益を長期的に確保することに繋がるものと考えております。

上記の考え方にに基づき、当社は将来に資する設備投資を推進し、生産性と競争力を一層向上させることで、高い利益水準を達成しつつ、これをもって、配当や自己株式取得による株主還元を図ることとし、原則として、総還元性向を25%～30%とすることを目指しております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき25円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき25円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき50円となります。

また、当期におきましては、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づいて自己株式5,019千株を8,334百万円にて取得いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 貸借対照表

2025年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
<b>流動資産</b>	<b>164,153</b>	<b>流動負債</b>	<b>66,107</b>
現金及び預金	21,111	電子記録債務	1,656
電子記録債権	958	買掛金	35,471
売掛金	28,260	未払金	7,352
有価証券	75,000	未払費用	13,334
商品及び製品	21,605	未払法人税等	3,318
原材料及び貯蔵品	15,294	未払消費税等	904
その他	1,953	契約負債	2,852
貸倒引当金	△30	預り金	148
<b>固定資産</b>	<b>128,820</b>	賞与引当金	884
<b>有形固定資産</b>	<b>102,760</b>	その他	184
建物	8,859	<b>固定負債</b>	<b>16,947</b>
構築物	2,933	退職給付引当金	6,517
機械及び装置	40,923	リース債務	39
車両及び運搬具	623	資産除去債務	189
工具、器具及び備品	5,182	繰延税金負債	4,564
土地	33,060	その他	5,636
リース資産	622	<b>負債合計</b>	<b>83,055</b>
建設仮勘定	10,554	(純資産の部)	
<b>無形固定資産</b>	<b>460</b>	<b>株主資本</b>	<b>198,562</b>
ソフトウェア	441	資本金	30,894
その他	19	資本剰余金	28,844
<b>投資その他の資産</b>	<b>25,598</b>	資本準備金	28,844
投資有価証券	25,392	<b>利益剰余金</b>	<b>147,963</b>
長期貸付金	56	利益準備金	3,863
長期前払費用	45	その他利益剰余金	144,099
その他	104	圧縮記帳積立金	1,358
貸倒引当金	△0	繰越利益剰余金	142,741
<b>資産合計</b>	<b>292,973</b>	<b>自己株式</b>	<b>△9,140</b>
		評価・換算差額等	11,356
		その他有価証券評価差額金	11,356
		<b>純資産合計</b>	<b>209,918</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>292,973</b>

## 損 益 計 算 書

2024年4月1日から  
2025年3月31日まで

科 目	金 額
売 上 高	326,775
売 上 原 価	268,751
売 上 総 利 益	58,023
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	27,917
営 業 利 益	30,105
営 業 外 収 益	1,593
受 取 利 息 及 び 配 当 金	970
そ の 他	622
営 業 外 費 用	86
支 払 利 息	28
そ の 他	58
経 常 利 益	31,612
特 別 利 益	8
固 定 資 産 処 分 益	8
固 定 資 産 売 却 益	0
特 別 損 失	1,912
固 定 資 産 処 分 損	1,059
設 備 復 旧 費 用	853
固 定 資 産 売 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	29,708
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,002
法 人 税 等 調 整 額	503
当 期 純 利 益	21,203

百万円

## 株主資本等変動計算書

2024年4月1日から  
2025年3月31日まで

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	30,894	28,844	16	28,861	3,863	1,456	169,312	174,633	△43,299	191,090
当期変動額										
圧縮記帳積立金の取崩						△98	98	—		—
剰余金の配当							△5,414	△5,414		△5,414
当期純利益							21,203	21,203		21,203
自己株式の取得									△8,335	△8,335
自己株式の処分			4	4					14	19
自己株式の消却			△42,480	△42,480					42,480	—
その他資本剰余金の負の残高の振替			42,458	42,458			△42,458	△42,458		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	△16	△16	—	△98	△26,571	△26,669	34,158	7,472
当期末残高	30,894	28,844	—	28,844	3,863	1,358	142,741	147,963	△9,140	198,562

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	百万円	百万円	百万円
当期首残高	12,817	12,817	203,907
当期変動額			
圧縮記帳積立金の取崩			—
剰余金の配当			△5,414
当期純利益			21,203
自己株式の取得			△8,335
自己株式の処分			19
自己株式の消却			—
その他資本剰余金の負の残高の振替			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,460	△1,460	△1,460
当期変動額合計	△1,460	△1,460	6,011
当期末残高	11,356	11,356	209,918

# 個別注記表

(重要な会計方針)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等…事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産以外のもので直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法によっております。

### ② デリバティブ…時価法によっております。

### ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、原材料、貯蔵品…月別総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方式）によっております。

未着原材料…個別法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方式）によっております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法（リース資産を除く）に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産…定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法（リース資産を除く）と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産…所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

長期前払費用…均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

## 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額により設定を行っております。

賞与引当金…従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期より費用処理することとしております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約において明確にされている対価に基づき、変動対価及び顧客に支払われる対価を考慮して測定し、製品に対する支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。一部の販売取引については、顧客に支払われる対価に該当する販売関係費用があるため、変動対価が含まれております。また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、当社の履行義務は鉄鋼製品の製造販売であり、主として履行義務充足と同時に顧客に対して請求し一括で入金されます。取引の対価は、通常、商品の引渡し後、概ね1か月以内に受領されており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

#### (収益認識に関する注記)

##### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	鉄鋼事業（百万円）	合計（百万円）
売上高		
日本	285,119	285,119
アジア	27,819	27,819
その他	13,836	13,836
顧客との契約から生じる収益	326,775	326,775
外部顧客への売上高	326,775	326,775

##### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

##### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

###### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下のとおりです。

顧客との契約から生じた債権	29,219百万円
契約負債	2,852百万円

契約負債は主として輸出売上に関して顧客から受け取った前受対価です。

当期中に契約残高の重要な変動はありません。

###### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

期末時点で未充足のすべての履行義務は、当初の予想残存期間が1年以内であるため、開示を省略しております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

##### 1. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

###### (1) 当事業年度の計算書類に記載した金額

繰延税金資産（当社における繰延税金負債相殺前の金額） 989百万円

###### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動や会社の経営状況などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 404,260百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下に基づく簿価切下額  
売上原価 244百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末の 株式数(株)
普通株式	155,064,249	—	45,000,000	110,064,249

(注) 当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、当社が保有する自己株式45,000,000株を会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2024年5月10日に消却を実施いたしました。

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末の 株式数(株)
普通株式	45,859,311	5,020,116	45,010,020	5,869,407

(注) 自己株式の数の増減の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買取による増加	616株
会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく取得による増加	5,019,500株
取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分による減少	10,020株
会社法第178条の規定による自己株式の消却	45,000,000株

3. 剰余金の配当に関する事項

① 配当支払額等

イ. 2024年6月26日開催の第110回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	2,730百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	25円
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月27日

ロ. 2024年10月25日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	2,684百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	25円
・基準日	2024年9月30日
・効力発生日	2024年11月25日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの  
2025年6月25日開催の第111回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	2,604百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	25円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月26日

4. 新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	270百万円
未払事業税	200
退職給付引当金	2,051
資産除去債務	59
減損損失	6,495
その他	397
繰延税金資産小計	9,475
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,485
評価性引当額小計	△8,485
繰延税金資産合計	989

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△615百万円
その他有価証券評価差額金	△4,939
繰延税金負債合計	△5,554
繰延税金資産（又は負債）の純額	△4,564

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は、取得日から3か月以内に満期の到来するリスクの少ない短期的な預金を中心に行っております。また、設備資金及び長期運転資金として、一部の資金を銀行等金融機関から調達する場合があります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び電子記録債権等の営業債権は、顧客の信用リスクに晒されており、輸出取引により生じた外貨建債権については、為替変動の影響を受ける可能性があります。

有価証券及び投資有価証券は、譲渡性預金及び債券並びに株式であり、市場価格変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務等は、ほとんどが6か月以内の支払期日であります。一部外貨建債務については、外貨建売掛金の残高の範囲にあるものを除き、為替変動の影響を受ける可能性があります。

デリバティブは、通常の営業過程における輸出取引に伴う外貨建取引の為替の変動によるリスクを回避する目的で、先物為替予約を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金及び電子記録債権等に係る顧客の信用リスクについては、取引先の信用状況の把握・債権回収期間の短縮・銀行保証または親会社からの連帯保証の取付等を実施するとともに、信用不安の発生に備えた社内対応マニュアルによりリスク低減をはかっております。

満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い国内銀行であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の売掛金については、為替の変動に対して、先物為替予約を利用してリスク低減をはかっております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
投資有価証券			
満期保有目的の債券	7,140	7,041	△98
その他有価証券	18,217	18,217	—

(注) 市場価格のない株式等（貸借対照表計上額35百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、売掛金、有価証券、電子記録債務、買掛金、未払金及びリース債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円
投資有価証券				
その他有価証券				
株 式	18,217	—	—	18,217
資 産 計	18,217	—	—	18,217

## (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投 資 有 価 証 券	百万円	百万円	百万円	百万円
満期保有目的の債券	—	7,041	—	7,041
資 産 計	—	7,041	—	7,041

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式及び満期保有目的の債券は、市場価格を用いて評価しております。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している満期保有目的の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## (賃貸等不動産に関する注記)

## 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県田原市所在の田原工場の敷地、その他の地域の敷地を賃貸しております。

## 2. 賃貸等不動産の時価に関する情報

貸借対照表計上額	時価
百万円	百万円
4,542	4,632

(注) 当事業年度末の時価は、鑑定評価額及び固定資産税評価額に基づき算定した金額であります。

## (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,014円68銭
2. 1株当たり当期純利益	197円96銭

## (金額の表示)

金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

東京製鐵株式会社  
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 崎 博

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宇田川 顕 悟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京製鐵株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの、第111期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他取締役の職務の執行の監査について、次のとおり報告いたします。

#### 1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会が監査の方針、監査計画等を定めた上で、各監査等委員が分担して、必要な調査を行い、その結果を監査等委員会で報告及び協議するほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めることで、監査を実施いたしました。

各監査等委員は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第110条の4に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

なお、監査等委員 星宏明及び美和薫は社外取締役であります。また、監査等委員 浅井孝文は常勤の監査等委員であります。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

東京製鐵株式会社 監査等委員会

監査等委員 星 宏 明 ㊟

監査等委員 美 和 薫 ㊟

監査等委員 浅 井 孝 文 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社の属する普通鋼電炉業界の大きな特色は、装置産業かつ市況産業であることとあります。業界のなかで最新の生産技術を保持し、高い生産性と競争力を維持しつつ成長を続けるためには、適切なタイミングにおいて、設備の更新を慎重かつ大胆に実行していく必要があります。市況産業故に業績が景気変動に大きく左右されやすいなかで、投資を自己の判断によりの確に行っていく上で内部留保は極めて重要であり、株主の利益を長期的に確保することに繋がるものと考えております。

上記の考え方にに基づき、当社は将来に資する設備投資を推進し、生産性と競争力を一層向上させることで、高い利益水準を達成しつつ、これをもって、配当や自己株式取得による株主還元を図ることとし、原則として、総還元性向を25%～30%とすることを目指しております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり、1株につき金25円といたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円 総額2,604,871,050円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月26日

## 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員であるものを除く。）2名全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）2名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	な ら のぶ あき 奈良 暢 明 (1970年8月6日生)	1993年4月 当社入社 2011年6月 総務部長代理 2012年4月 総務部長 2012年6月 取締役総務部長 2015年6月 公益財団法人池谷科学技術振興財団常務理事（現任） 2019年6月 取締役執行役員（総務部長） 2021年6月 取締役常務執行役員（総務部長） 2023年4月 取締役常務執行役員（総務部管掌） 2023年6月 取締役社長（代表取締役）社長執行役員（現任）	48,663株
奈良暢明氏を取締役候補者とした理由は、総務部門における経験及び2012年から現在に至るまで取締役を務め、リサイクル鋼材の用途拡大に取り組むとともに、優れたリーダーシップを発揮し、当社の収益の拡大及び社業の発展に貢献してきたためであります。このような長年にわたる経営者としての経験を通じて、当社の持続的な企業価値の向上に資することが期待されることから、引き続き取締役としての職務を適正に遂行できるものと判断しております。			
2	こ まつ ぎき ゆう じ 小松 崎 裕 司 (1963年1月13日生)	1985年4月 当社入社 2007年4月 販売部長代理 2009年4月 販売部長 2012年1月 九州工場総務部長 2013年4月 大阪支店長 2014年6月 取締役大阪支店長 2019年6月 執行役員大阪支店長 2020年4月 執行役員営業副本部長兼鋼板部長 2022年6月 取締役常務執行役員（営業本部長）（現任）	14,291株
小松崎裕司氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたって営業業務に携わり、国内外の鉄鋼市場の動向や、需要家のニーズ等について、高い見識をもって職務を遂行していることに加え、工場勤務の経験を通じて、企業経営に関わる幅広い見識を有しているためであります。取締役として当社の持続的な企業価値の向上に資することが期待されることから、引き続き取締役としての職務を適正に遂行することができるものと判断しております。			

(注) 1. 上記の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、執行役員及び重要な使用人等を被保険者として、被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用などの損害が保険会社が補填する旨の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社が保険料の半額相当を負担しております。当該契約においては、免責金額を定めているほか、被保険者の犯罪行為に起因する損害や、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等を定めております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	あさ い たか ふみ 浅 井 孝 文 (1963年7月13日)	1987年4月 当社入社 2013年4月 販売部長代理(建材担当) 2016年4月 販売部長 2017年6月 取締役営業副本部長兼建材部長 2019年6月 執行役員営業副本部長兼建材部長 2020年4月 執行役員(大阪支店長) 2023年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	9,590株
浅井孝文氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社各支店・営業所長を歴任するなど、営業部門における豊富な業務実績を通じて、企業経営に係る深い識見を有しているためであります。上記の理由により、当社の監査等委員である取締役としての職務を適正に遂行することができるものと判断しております。			
2	ほし ひろ あき 星 宏 明 (1986年5月13日)	2013年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2021年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	1,500株
星宏明氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として豊富な専門知識を有しており、当該視点から監督機能を果たすことが期待され、また、人格的にも優れているためであります。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適正に遂行することができるものと判断しております。			
3	み わ かおり 美 和 薫 (1971年12月11日)	2003年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 2019年9月 株式会社AB&Company社外 監査役(現任) 2023年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	400株
美和薫氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として豊富な専門知識を有しており、当該視点から監督機能を果たすことが期待され、また、人格的にも優れているためであります。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適正に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者浅井孝文氏は、監査等委員である取締役候補者であり、就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
3. 候補者星宏明氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 候補者美和薫氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 星宏明氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
6. 美和薫氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
7. 美和薫氏の戸籍上の氏名は三木薫ですが、職務上の氏名で表記しております。
8. 監査等委員である取締役候補者星宏明氏が所属する大西昭一郎法律事務所に対しては、当社より訴訟代理事務等を委任し、弁護士報酬を支払った実績がございますが、過去3年間の平均額は約2百万円と少くであり、当社社外役員独立基準を超過しない金額でございます。したがって、当該候補者は当社に対し十分な独立性を有していると考えております。

9. 当社は、監査等委員である社外取締役候補者の星宏明氏及び美和薫氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。両氏が原案どおり選任された場合、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定です。
10. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、執行役員及び重要な使用人等を被保険者として、被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用などを保険会社が補填する旨の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社が保険料の半額相当を負担しております。被保険者の職務の執行等の適正性が損なわれないようにするため、当該契約においては、免責金額を定めているほか、被保険者の犯罪行為に起因する損害や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については補填されない旨等を定めております。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
やぎ おさむ 八木 理 (1982年7月8日生)	2007年9月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2022年4月 東京労働局紛争調整委員会委員（現任） 2022年6月 スタディプラス株式会社社外監査役（現任）	0株
八木理氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として豊富な専門知識を有しており、当該視点から監督機能を果たすことが期待され、また人格的にも優れているためであります。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適正に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 候補者八木理氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
 3. 八木理氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

(ご参考)第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた場合の役員体制及び各取締役の主な経歴等

氏名	当社における 地位・役職	独立性	主な専門性					
			企業 経営	営業 マーケット	ESG 安全環境	財務 会計	法務	人事 組織
<b>取締役</b>								
奈良 暢明 (男性)	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員		○	○	○	○	○	○
小松崎裕司 (男性)	取締役 常務執行役員 (営業本部長)		○	○	○			○
<b>監査等委員である取締役</b>								
浅井 孝文 (男性)	取締役 監査等委員		○	○				
星 宏明 (男性)	取締役 監査等委員 (社外取締役)	○					○	
美和 薫 (女性)	取締役 監査等委員 (社外取締役)	○					○	

# 株主総会会場ご案内図



**会 場** ホテルニューオータニ ガーデンタワー 鳳凰東中の間  
東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

**最寄下車駅** 東京メトロ半蔵門線 南北線・永田町駅(7番出口)下車 徒歩3分  
東京メトロ丸ノ内線 銀座線・赤坂見附駅(D出口)下車 徒歩3分  
東京メトロ有楽町線・永田町駅(5番出口)下車 徒歩6分  
JR・四ツ谷駅(麴町口)下車 徒歩8分